○国土交通省令第七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）、第九十九条の二及び第百三十二条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項第三号の表誘導路縁と固定障害物との間隔の項を次のように改める。

誘導路の縦方向の中心線と固定障害物との間隔	四三・五メートル以上	四三・五メートル以上	三七メートル以上	二六メートル以上	二六メートル以上	二六メートル以上	二六メートル以上	二〇メートル以上	一五・五メートル以上

第二百九条の三第一項第一号中「地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域及び進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第五十六条第一項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域

ロ　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場（自衛隊の設置する飛行場を除く。以下同じ。）の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

ハ　イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、地表又は水面から百五十メートル以上の高さの空域

第二百九条の三第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　可視光線であるレーザー光を第一号の空域を飛行する航空機に向かつて照射すること。

第二百九条の三第一項第二号の次に次の一号を加える。

三　凧を第一号の空域に揚げること。

第二百九条の四第一項第一号ハ中「地表」を「イからハまでに掲げる空域以外の空域であつて、地表」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「航空路内」を「イ及びロに掲げる空域以外の空域であつて、航空路内」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

第二百九条の四第一項第五号中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　凧を第一号の空域に揚げること。

第二百三十六条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第三十八条第一項の規定が適用されない飛行場の周辺の空域であつて、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域

附　則

この省令は、平成二十八年十二月二十一日から施行する。ただし、第七十九条第一項第三号の表誘導路縁と固定障害物との間隔の項の改正規定は、同年十一月十日から施行する。